

町内会ガイドブック

《令和元年度版》



地域の絆と発展を目標として...

「出会い・ふれあい わたしの街です」

志木市町内会連合会・志木市

目次

I. ††町内会連合会††	1
1.1 町内会連合会とは	1
(1) 会員	1
(2) 目的	1
(3) 活動内容	1
(4) 運営費	1
(5) 事務局	1
1.2 町内会連合会への主な手続	2
(1) 参加申込の流れについて	2
(2) 会費(5,000円)の納入について	2
(3) 連合会員の基準、報告について	3
(4) 「町内会へ入ろう加入促進パンフレット」の配布について	3
II. ††町内会の手続††	4
2.1 町内会担当課について	4
2.2 町内会の主な手続について	5
(1) 町内会補助金交付の手続	5
(2) 防犯灯電気料補助金交付の手続	6
III. ††市の町内会関係業務††	7
3.1 【生活】	7
(1) 広報紙や回覧などの配布	7
(2) 埼玉県市町村交通災害共済加入のとりまとめ	7
(3) 水路クリーンサポート報奨金制度	7
(4) 活動スペースゆめ・みらい	7
(5) 志木市コミュニティ拠点整備支援事業	8
(6) 元気の出るまちづくり活動報奨金	8
3.2 【安心・安全なまちづくり】	10
(1) 救急医療情報キット配布事業	10
(2) ご近所で心配な子どもの相談・通報 ～児童虐待ホットライン～	10
(3) 排水ポンプ維持管理補助金	10
(4) 志木市町内会自警消防隊消防施設等補助金	11
(5) 地区防災訓練の実施	11
(6) 防災協力員の指定	11
(7) 自主防災組織支援助成金	11
(8) 防犯灯補助金	11
(9) 自主防犯パトロール活動の支援	11
(10) 青色防犯パトロール活動の支援	11
(11) 防犯カメラ設置支援	12
(12) 消費生活センター	12
(13) 木造住宅の簡易耐震診断の実施	12
(14) 志木市要援護高齢者等支援ネットワークシステム	12
(15) AEDの貸出制度	13

3.3	【健康・医療・福祉】	14
	(1) 母子保健推進員の推薦	14
	(2) 出前健康講座の利用	14
	(3) シニアボランティアスタンプ事業	14
	(4) 街なかふれあいサロン事業	14
	(5) いきがいサロン事業	15
	(6) いろは百歳体操	15
	(7) ランチで食育事業 ～保育園の給食体験で食育支援～	15
	(8) 地域敬老会支援	16
	(9) コミュニティふれあいサロン	16
	(10) アクティブシニア等の社会参加支援	16
3.4	【教育・文化】	17
	(1) チャレンジスポーツへの参加	17
	(2) 市民体育祭への参加	17
	(3) しき図書館パートナーズ事業	17
	(4) 「元気に育つ志木っ子条例」	17
IV.	††その他の町内会関係団体††	18
	(1) 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会	18
	(2) 日本赤十字社志木市地区	20
	(3) 志木市川と街をきれいにする運動推進協議会	20
	(4) 志木市献血会	20
	(5) 志木市観光協会	20
	(6) 志木市母子保健推進員連絡協議会	21
	(7) 朝霞地区防犯協会	21
V.	††イベントや学習の支援††	22
	(1) 社会福祉協議会からの支援	22
	(2) コミュニティ物品の貸出し事業	22
	(3) 志木市まちづくり推進バンク	23
	(4) パルシティいろはギャラリー	23
VI.	††規約・要綱等††	24
	(1) 志木市町内会連合会規約	24
	(2) 町内会連合会の慶弔制度	26
	(3) 志木市町内会補助金交付基準	26
	(4) 志木市町内会補助金交付基準細則	27
	(5) 志木市コミュニティ拠点整備支援補助金交付要綱	28
	(6) 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱	30
	(7) 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準	31
VII.	††公共施設等の案内††	33
VIII.	††市役所庁舎の案内††	39

I. † † 町内会連合会 † †

【P24 志木市町内会連合会規約参照】

1.1 町内会連合会とは

(1) 会員

市内37町内会で組織し、単位町内会の会長と副会長が会員となります。

(2) 目的

町内会間の連絡を密にするとともに、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域コミュニティの発展を目的に活動しています。

(3) 活動内容

- ◆ 定例総会を兼ねた1泊2日の県外視察研修（5月中旬）
- ◆ 町内会長会議（6月、3月）
- ◆ 新年懇親会（2月上旬）
- ◆ 各種募金活動への協力
- ◆ 防犯・防災活動の推進
- ◆ コミュニティ活動の推進
- ◆ 町内会加入啓発活動

(4) 運営費

市補助金及び会員の会費（一人あたり年額5,000円）

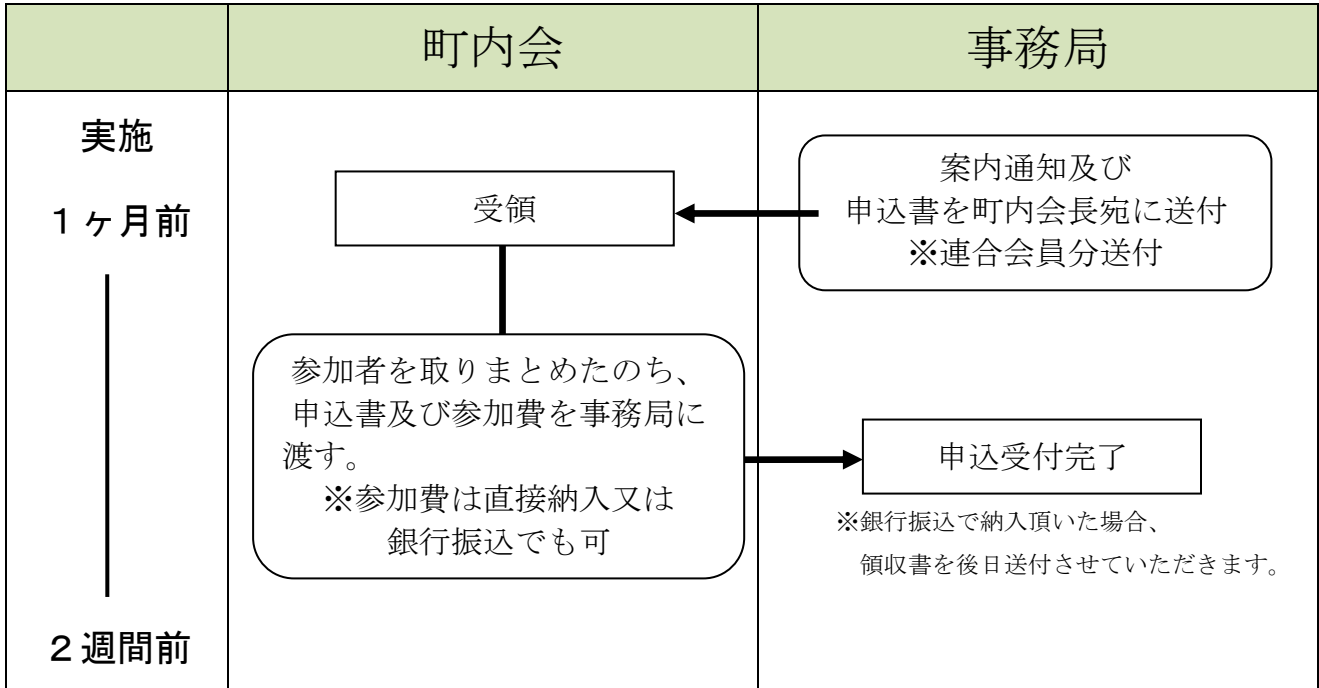
(5) 事務局

志木市役所 市民生活部市民活動推進課 内線 2144

1.2 町内会連合会への主な手続

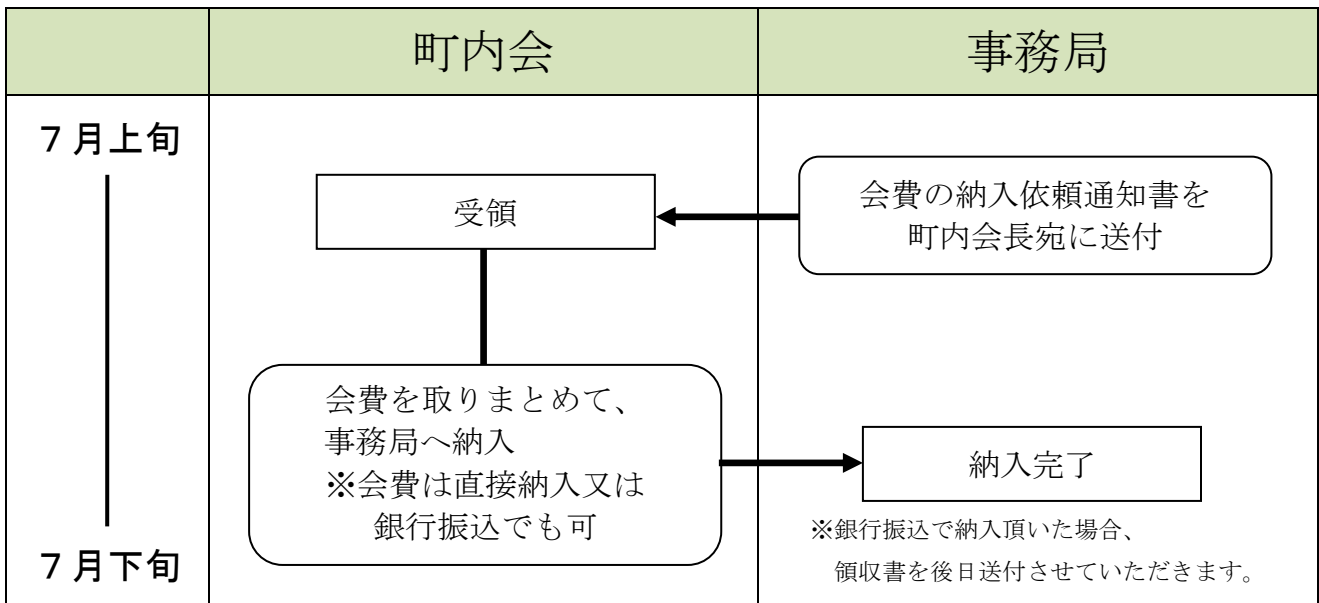
(1) 参加申込の流れについて

定例総会（5月中旬）、共通課題研修（9月）、県外視察研修（11月）、新年懇親会（2月上旬）



※参加者に変更が生じた場合、事務局に随時連絡してください。

(2) 会費（5,000円）の納入について



(3) 連合会員の基準、報告について

市民活動推進課から照会している「町内会役員調査」で報告していただいている町内会長・副会長が連合会員となります。

※志木市町内会連合会規約第3章第5条参照

※任期途中で退任など、会員に変更が生じた際は事務局まで、ご連絡ください。

(4) 「町内会へ入ろう加入促進パンフレット」の配布について

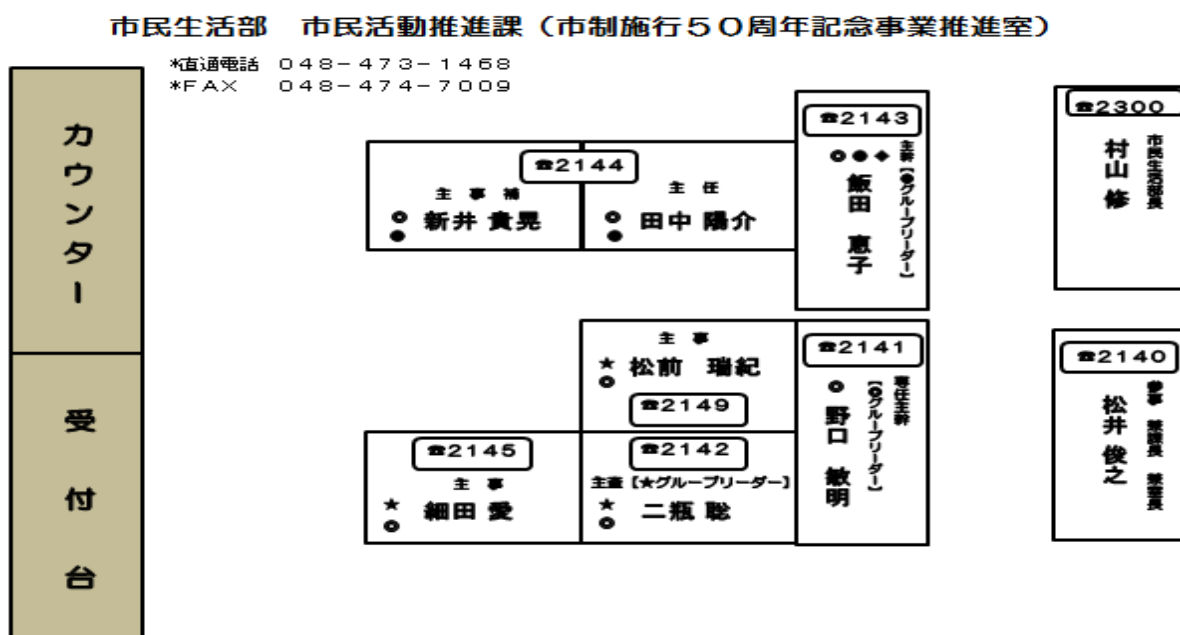
市内転入者等に対し、連合会が作成している「町内会へ入ろう加入促進パンフレット」を市役所総合窓口課で配布しております。

必要の際はお渡しできますので、事務局へご連絡ください。

II. † † 町内会の手続 † †

2.1 町内会担当課について

担当／市民活動推進課 内線 2144



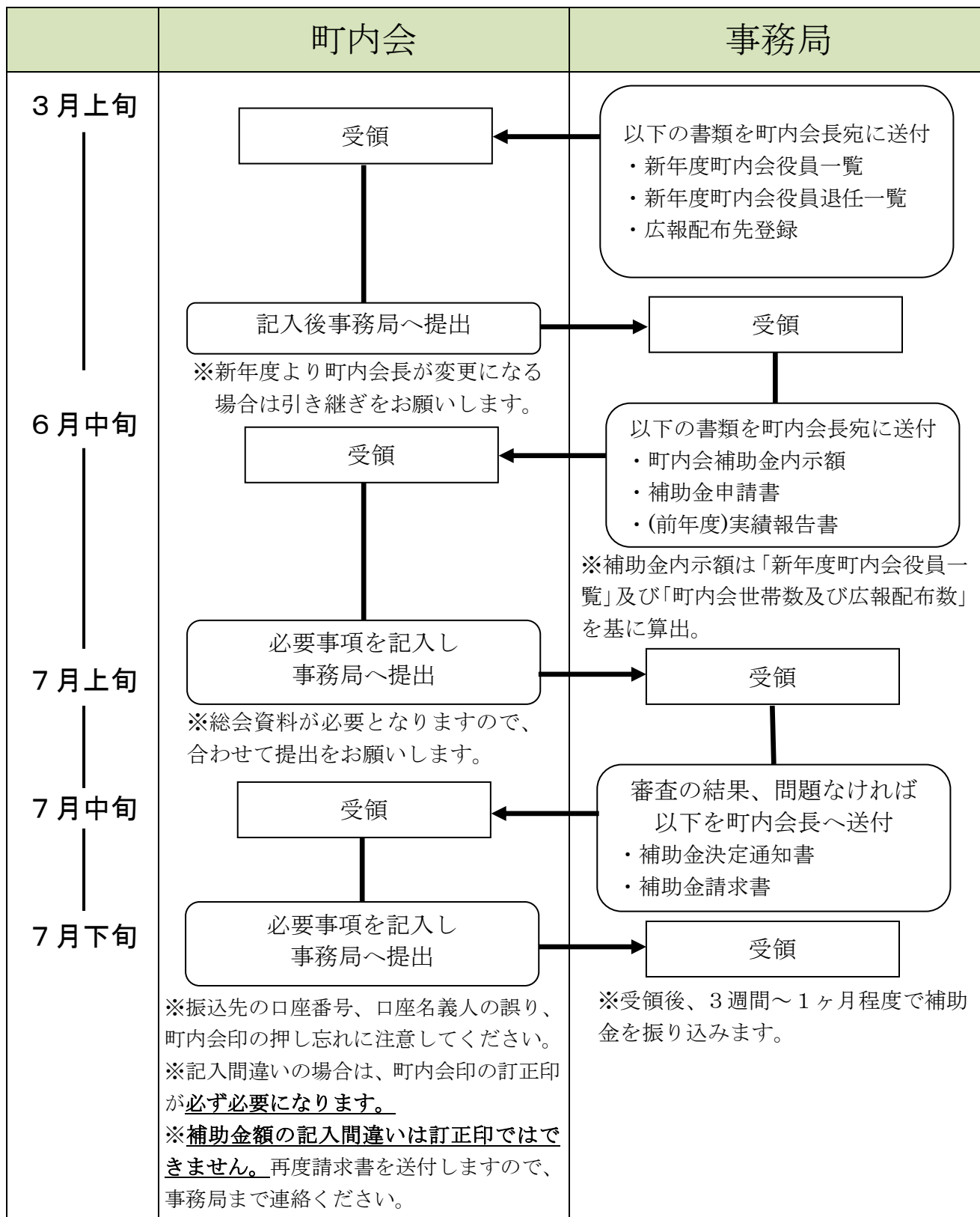
【市民活動推進課の担当事業】

- ◎ 市制施行50周年記念事業推進室
市制施行50周年記念事業に関する事、
市制施行50周年市民検討・実行委員会に関する事。
- まちづくり推進グループ
市民活動の推進及び市民協働、防犯、暴力排除
（朝霞地区暴力排除推進協議会事務局）に関する事、
町内会との連絡調整に関する事。
志木市町内会連合会事務局。
- ★ 市民活動支援グループ
国際交流、元気の出るまちづくり活動、ふれあい館「もくせい」、
世代間交流、NPO、まちづくり推進バンク、地域間交流、
コミュニティ掲示板、文化スポーツ振興公社、市民会館、
自衛隊、コミュニティふれあいサロン
コミュニティ協議会（志木市コミュニティ協議会事務局）に関する事。
- ◆ フォーシーズンズ志木ふれあいプラザ

2.2 町内会の主な手続について

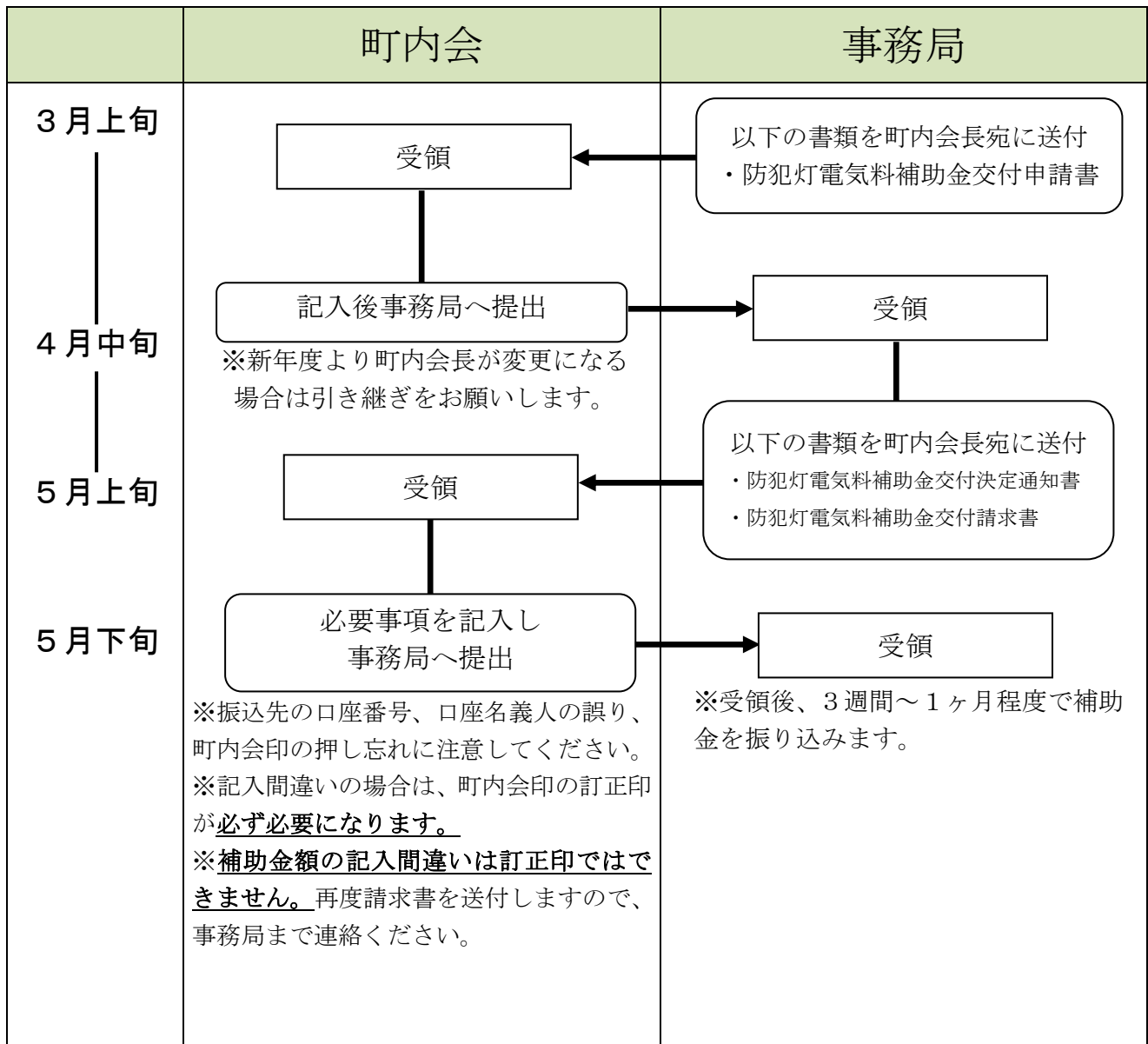
(1) 町内会補助金交付の手続

【P26 志木市町内会補助金交付基準参照】



(2) 防犯灯電気料補助金交付の手続

【P30 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱】



III. † † 市の町内会関係業務 † †

3.1 【生活】

(1) 広報紙や回覧などの配布

(市政情報課 内線 2009)

「広報しき」、「議会だより」などや回覧は、町内会のご協力により配布しています。町内会に加入していない世帯への配布も、公共性とコミュニティ醸成の観点から、ぜひご協力ください。
また、配布部数の変更や数が足りないときは、市政情報課にご連絡ください。

(2) 埼玉県市町村交通災害共済加入のとりまとめ

(総合窓口課 内線 2134)

毎年、2月から3月にかけて、翌年度における町内会会員の加入についてご協力いただいています。また、加入者数を基に報償費を町内会へ交付します。

(3) 水路クリーンサポート報奨金制度

【P31 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準参照】

(下水道施設課 水道庁舎 電話 473-1957)

市が管理する水路を、自発的に清掃、除草又は剪定活動を行う町内会に年2回を限度とし、報奨金を交付します。

(4) 活動スペースゆめ・みらい

(市民活動推進課 内線 2145)

地域コミュニティの活動拠点として、ふれあい館「もくせい」(志木第四小学校内)に会議室(2部屋各定員30人)を設置し、町内会、民生委員、児童委員、子供会育成会などの市民活動団体に貸し出しています。

〈開所日〉 / 12月27日から1月5日までを除く毎日(ただし、学校行事等のある日は除く。)

〈利用時間〉 / 午前9時から午後9時まで

〈利用料金〉 / 無料

〈利用方法〉 / あらかじめ団体登録(市民活動推進課)をしていただき、利用日の3月前から5日前までに利用予約してください。

〈利用できる団体〉 (1) 市内においてボランティア活動を行う団体
(2) 市内において地域活動を行う団体
(3) 市内において文化活動を行う団体
(4) その他市長が特に必要と認めたもの

(5) 志木市コミュニティ拠点整備支援事業

(市民活動推進課 内線 2144)

町内会が所有または管理する町内会館を誰もが利用活用しやすくすることを目的に、施設改修費用や町内会館等施設の新築及び増改築工事について、**80万円**を限度とし、**事業費の3分の2**の補助を行います。

活動の拠点となる町内会館を、安心・安全な施設に改修することで、町内会活動の活性化と活動の基盤強化を図ります。

○対象事業

・町内会館内外の補修、物置等の設置など ※備品購入は対象外

(6) 元気の出るまちづくり活動報奨金

(市民活動推進課 内線 2145)

市民自らの活動によるふれあいと夢のあるまちづくりを推進するために、社会貢献活動や複数でふれあい活動等を行う市民団体に対して、報奨金を支給しています。

(1) 地域活性化活動（1年度内1回限り）

市民を対象とした継続が可能な地域活性化活動や夢のあるまちづくり活動

例) 高齢者・障がい者へのボランティア活動、文化・スポーツ・青少年育成活動、まちなか清掃活動、花いっぱい活動、人づくり活動、国際交流・国際理解活動など

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額5万円（入場料等の収入がある場合は異なる場合があります。）

(2) 団体交流活動（1年度内1回限り）

市内の複数の団体が共同で実施する団体間の交流の拡大を図るための活動

例) 町内会と子ども会などによる夏祭り、複数の団体での合同スポーツ大会など

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額5万円（入場料等の収入がある場合は異なる場合があります。）

(3) 地域リサイクル活動（1年度内請求5回まで）

町内会、婦人会、老人会、子ども会、小・中学校 PTA、幼稚園や保育園の父母会などが、資源物を回収する活動（紙、金物、布、ビンの回収）

支給額：1kgにつき3円 1回の限度額は3万円。

(4) 研修バス事業（1年度内1回限り）

団体の技術、教養を高めるためバスを利用して行う研修事業

※バスは、一般旅客自動車運送事業の許可を受けたもの（緑ナンバー）に限り、親睦旅行や旅行会社の企画したバス旅行は認められません。

支給金額：車両借り上げに要した経費の2分の1で、限度額4万円。

(5) 地域間交流事業（1年度内1回限り）

地域間の交流の拡大を図り、友好を深める相互交流の活動

「防災協定」並びに「文化及び観光交流協定」を結んでいる群馬県館林市、長野県飯綱町、埼玉県深谷市、千葉県東庄町や山梨県富士吉田市との相互交流活動が対象となります。

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額10万円。
支給金額：1回の限度額1万円。

注意事項

1. **活動日の1か月以上前に、活動計画書を提出し承認を受けてください。**事後報告は受け付けできません。
【(3)地域リサイクル活動は、年度初めに年間活動計画書の提出が必要となります。様式は任意】
2. 実績報告には、**領収書の写しなど、経費を証明する書類の添付が必要**となります。
3. 報奨金の支払いは、**団体名義の口座**となります。
4. (1)、(2)で入場料等の収入がある場合は報奨金支給額が異なる場合があります。

3.2 【安心・安全なまちづくり】

(1) 救急医療情報キット配布事業

(長寿応援課 内線 2422)

緊急時に救急隊員が迅速な救急活動が行えるよう、かかりつけ医療機関や持病などの緊急時に必要な情報を専用の容器に入れて、冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

- 対象者 / ① 65歳以上のひとり暮らし及び日中ひとり暮らしの方
② 世帯員が認知症等で緊急時の対応が困難である65歳以上の方
③ 75歳以上の高齢者のみ世帯の方
④ ①～③に準ずる状況である方

配布場所 / 長寿応援課、志木駅前出張所、柳瀬川駅前出張所、高齢者あんしん相談センター(ブロン、柏の杜、館・幸町、せせらぎ、あきがせ)

(2) ご近所で心配な子どもの相談・通報 ～児童虐待ホットライン～

(子ども家庭課 内線 2442 直通電話 473-1124)

- ・近所で子どもが、異常な泣きかたをしている。
 - ・夜遅くに、子どもが一人で徘徊している。
 - ・季節にそぐわない服装(冬なのに下着姿)の子どもがいる。
 - ・殴られたようなあざのある子どもがいる。
 - ・夏なのに、数日間お風呂に入った様子が無い子がいる。
 - ・しょっちゅうお腹を空かした子どもがいる。
 - ・昼間なのに、学校に行かないで遊んでいる子どもがいる。
 - ・長い間保護者が不在で、子どもだけで生活している家庭がある。
- など、この様な場合は、『児童虐待』の疑いがありますので、子ども家庭課に連絡をください。

児童虐待『ゼロ』のまちをめざすためには、こうした地域の皆さまの意識と協力が欠かせません。

皆さまのご協力をお願いいたします。

連絡をいただいた方の秘密は厳守されます。ご安心ください。

めざそう！児童虐待「ゼロ」のまち

(3) 排水ポンプ維持管理補助金

(防災危機管理課 内線 2326)

柏町内会、城町内会が維持管理している排水ポンプの燃料費や修繕費などを補助金として交付します。

(4) 志木市町内会自警消防隊消防施設等補助金

(防災危機管理課 内線 2326)

地域における自主的な水害・火災等の防災活動をしている、自警消防隊に対し補助金を交付します。

(5) 地区防災訓練の実施

(防災危機管理課 内線 2326)

町内会などを単位とし、地域に密着した地区防災訓練を支援します。実施していない町内会は、ぜひ訓練を実施してください。

(6) 防災協力員の指定

(防災危機管理課 内線 2326)

避難場所として指定している小学校など、災害時の避難所運営や管理について、町内会役員や教職員に協力をいただくとともに、鍵を保管していただいています。

(7) 自主防災組織支援助成金

(防災危機管理課 内線 2326)

地域防災活動を推進するため、自主防災組織を新たに設立したり、防災訓練や防災講座などの自主的な防災活動に対して助成金を交付し、災害などによる被害の防止及び軽減を図ります。

(8) 防犯灯補助金

【P30 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱参照】

(市民活動推進課 内線 2144)

町内会で設置、管理しているLED防犯灯を新設するときに必要な費用の一部を補助金として交付します。

(9) 自主防犯パトロール活動の支援

(市民活動推進課 内線 2144)

市内に37組織(37町内会)されている自主防犯パトロール隊に対し、帽子、ベスト、防犯合図灯を貸与するなど、さまざまな支援を行い、「犯罪に強いまち志木」を目指します。

(10) 青色防犯パトロール活動の支援

(市民活動推進課 内線 2144)

市が所有している2台の青色回転灯を装着したパトロール車で防犯パトロールを実施することで、防犯体制をより強化し「犯罪に強いまち志木」を目指します。

(1 1) 防犯カメラ設置支援

(市民活動推進課 内線 2141)

「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、防犯及び犯罪抑止の取組を強化し、市民が安全・安心して地域で暮らすため、町内会、学校、警察等と協議・連携し、市内全域に、120台の防犯カメラを設置します。

(1 2) 消費生活センター

(産業観光課 内線 3200)

商品の品質や安全性、サービスに関する疑問や苦情、訪問販売、契約などのトラブル、多重債務問題などについて、専門の相談員が解決のお手伝いをいたします。

【こんなことで、お困りではありませんか？】

- ・ 高齢の母親が、一人で在宅中に訪問販売を断りきれず契約をしてしまった
- ・ インターネットで検索をしていたら、変なサイトにとばされ、利用料を請求されてしまった
- ・ 商品を購入したが、当初受けていた説明と違う
- ・ クリーニングを業者に依頼したが、衣服が傷んだ状態で返ってきたなど、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

■相談方法：電話または面談（予約不要）

■開設日時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時～正午、午後1時～4時

◆突然住宅を訪問し、「不用品があれば買い取る」と言い、不用品だけのはずが貴金属まで強引に買い取る悪質な訪問販売被害が多発しています。売却したくない場合、きっぱり断りましょう。

(1 3) 木造住宅の簡易耐震診断の実施

(建築開発課 内線 2534)

町内会などを単位とし、昭和56年以前に建てられた木造2階以下の住宅の出張簡易耐震診断を行っております。過去の大地震では、昭和56年以前に築造された建築物に大きな被害が発生しています。これらの被害を最小限にとどめ、命を守るためには、住宅の耐震性確保が重要です。それにはまず自分の家にどの程度の耐震性があるかを知ることが大切です。

防災の日などのイベントの際に伺うことも可能ですので、是非ご相談下さい。

(1 4) 志木市要援護高齢者等支援ネットワークシステム

(長寿応援課 内線 2493)

認知症高齢者等の援護を必要とする高齢者等が安心して生活できるよう、地域や民間事業者と連携し、日常生活の見守りと支援を行うネットワークを形成するものです。

特に、町内会や民生委員に加え、電気、ガス、水道、新聞、郵便局、金融機関等の地域で高齢者等と接する機会が多い団体等と協力、連携することで、異変、

虐待等で早期に援護が必要な高齢者等を見守り活動の中で早期に発見し、適切な支援につなげることで、孤独死防止等につなげることができます。

要援護高齢者等を発見した時は、速やかに長寿応援課かお近くの高齢者あんしん相談センターに通報をお願いいたします。

(15) AED の貸出制度

(健康政策課 内線 2472)

市民を対象とした事業や、市が共催、後援又は協賛する事業等でAED設置が必要な際、一定期間借用ができるよう、AED貸出制度を整えております。救命体制整備のためにもご活用ください。

- ・ 利用方法：使用する日の2か月前から7日前までに必要書類を添えて申込み
- ・ 費用：無料
- ・ 貸出台数：先着1台

3.3 【健康・医療・福祉】

(1) 母子保健推進員の推薦

(健康増進センター 志木市幸町 3-4-70 TEL473-3811)

母子保健推進員の任期は2年で、町内会ごとに推進員の推薦を依頼されます。次回は、令和3年1月に、令和3年度からの母子保健推進員推薦依頼通知があります。

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、町内会単位で妊産婦・乳幼児の家庭訪問や子育て支援事業などの母子保健活動を行っています。

(2) 出前健康講座の利用

(健康増進センター 志木市幸町 3-4-70 TEL473-3811)

生活習慣病（高血圧症や糖尿病など）の予防や改善を目的とした講座で、「健康づくり」のお手伝いをします。講座の内容等についてはご相談ください。

(3) シニアボランティアスタンプ事業

(長寿応援課 内線 2423)

元気な65歳以上の方が市が指定する地域貢献活動・登録介護施設・高齢者あんしん相談センターでのボランティア活動に参加した場合に一定のスタンプを付与し、貯まったスタンプに応じて市内で使えるお買い物券に交換できる制度です。ボランティア活動や地域貢献活動に参加することで、社会や地域とつながりを持って、生きがいを感じながら暮らしていくことを目的としています。

65歳以上の市民で要支援・要介護の認定を受けていない人、総合事業対象者でない人が対象です。また、介護保険料を滞納されている人、生活保護制度をご利用している人は、お買い物券に交換することはできませんので、ご注意ください。

(4) 街なかふれあいサロン事業

(長寿応援課 内線 2423)

空き店舗を活用し、「見守り」や「声かけ」をはじめとする福祉活動を行うサロン3カ所を開設しています。買い物のついでや散歩の途中の休憩等にご利用ください。

サロンでは季節のイベントを企画したり、心配事の相談にのったりと地域の特性を活かした活動を行っています。

《サロンの場所》

① スペース・わ

場 所：志木市館 2-7-3 ペアもーる商店街内

電話 487-3771

開所日：月・火・水・金・土

時 間：午前11時～午後5時

利用料：100円

② ふれあいサロン「あざみ」

場 所：志木市中宗岡 1-19-27 コージイコート 101
(ゴルフ練習場向い)

電話 471-7760

開所日：月・火・木・金・土

時 間：午前10時～午後4時

利用料：200円

③ いろは元気サロン本町

場 所：志木市本町 1-6-3

電話 424-4856

開所日：月～金

時 間：午前9時～午後4時

利用料：100円

(5) いきがいサロン事業

(長寿応援課 内線 2423)

高齢者の方々が連帯やコミュニケーションを深め、児童との交流を図ることを目的に、地域のボランティアの運営による高齢者が楽しく集う憩いの場として、志木第二小学校内(教育福祉ふれあい館)「いきいきサロン」、宗岡小学校内(三世代交流館)「ふれあいサロン」にて事業を実施しておりますので、ご利用ください。

(6) いろは百歳体操

(長寿応援課 内線 2422)

いろは百歳体操は、身近な町内会館や集会所等を利用して、市民が自主的に行う体操です。自主グループの立ち上げ支援やおもりの貸出し等を行います。

《対象》いろは百歳体操の立ち上げを希望する概ね5人以上のグループ

《支援内容》①最初の3回～4回は理学療法士を派遣して、立ち上げをお手伝い、②理学療法士による体力測定や、③おもりの貸出し、④体操カードや体操DVDの無料配布

(7) ランチで食育事業 ～保育園の給食体験で食育支援～

(いろは子育て支援センター TEL486-6888)

市内在住の在宅子育て家庭へのサポートとして、保育園で提供している給食を試食体験してもらいながら、市の栄養士による献立メニューの紹介や、児童の発育や発達の過程に応じた食事のアドバイスなどを行うことにより、各家庭における食育を支援します。

① 開催日時 毎月第2・第3・第4火曜日 午前11時～正午

② 開催場所 いろは子育て支援センター

志木市本町 1-1-67 (志木市立いろは保育園 2階)

③ 申込み

4月～12月は、離乳食毎回6組まで、1月～3月は、幼児食毎回10組まで、予約制です。ご希望日の月の初日から1週間前までに、いろは子育て支援センターへ直接来所の上、お申し込みください。アレルギーなどの確認をさせていただきます。

④ 料金

1組につき1食分（大人相当量）で、初回は無料、2回目以降は268円の実費料金をいただきます。

（8）地域敬老会支援

（長寿応援課 内線 2428）

長寿を祝福するとともに、広く地域の交流を深め、集いの場の創設と発展を図るため、地域で行う敬老会などの経費の一部を補助します。

① 対象事業

高齢者が集い参加できる1日限りのイベントで「敬老会」の名称を問いません。

（食事会、運動・介護予防活動、カラオケ・コーラス大会、演芸大会など）

② 対象団体

10人以上の市民によって構成する団体。（町内会・婦人会・子ども会など）参加者のおおむね半数が75歳以上のイベント。

各町内会においては、婦人会・子ども会・老人クラブ・サークルなどそれぞれが1団体として申請できます。ただし、全体参加者の3分の2以上の方が同じ年度に補助金の交付を受けた別団体の参加者であった場合、補助対象外となります。

③ 補助額

参加者1人につき500円（上限5万円。1団体につき年度1回まで）ただし、事業経費が補助額を下回る場合は経費分

（9）コミュニティふれあいサロン

（市民活動推進課 内線 2149）

空き店舗等を活用した地域住民等の積極的管理によるコミュニティふれあいサロンを設置し、コミュニティの増進及び世代間交流の推進を図ります。

※下宗岡に7月頃開所予定

（10）アクティブシニア等の社会参加支援

（市民活動推進課 内線 2142）

定年退職された方や本市に新たに転入された方、さらには学生や外国人の方々等の「地域活動デビュー」のきっかけづくりとして、市、社会福祉協議会、市民団体、NPO法人、シルバー人材センター、ハローワーク等が一堂に会した活動内容説明会を実施し、本市での地域デビューを積極的に支援します。

3.4 【教育・文化】

(1) チャレンジスポーツへの参加

(生涯学習課 内線 3141)

年2回、さまざまなスポーツのエキスパートを招き、スポーツを始めるきっかけづくりを提供する「チャレンジスポーツ推進事業」を開催します。ぜひご参加ください。

(2) 市民体育祭への参加

(生涯学習課 内線 3141)

毎年10月に開催される「市民体育祭」の参加者募集とそのとりまとめ(8月から9月にかけて)をお願いしています。

(3) しき図書館パートナーズ事業

(柳瀬川図書館 志木市館 2-6-14 TEL487-2004)

市民ボランティア「しき図書館パートナーズ」とともに、図書館や地域の活性化を目指して、市民目線によるイベント等を企画、開催します。

(4) 「元気に育つ志木っ子条例」

(志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例) への協力

(生涯学習課 内線 3130)

志木の子ども達がインターネットやトレーディングカード等の犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、各家庭において子どもが利用する携帯電話やインターネット、トレーディングカード等に関する取り決めを行うことや、学校、地域などの責務を明確にした「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」を全国に先駆けて制定しました。

地域住民の皆様も保護者や学校と連携し、地域の行事等を通して青少年の健全な育成にご協力ください。

IV. † † その他の町内会関係団体 † †

(1) 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1

志木市総合福祉センター内

TEL: 474-6508

社会福祉協議会（略称；社協）は、市民のみなさまを会員として構成され、地域住民の方々やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関の参加・協力を得て、様々な福祉課題に取り組み、だれもが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるため、みなさまとともに地域活動を行う組織として設立された民間団体です。

「地域福祉の推進役」として法律にも位置づけられ、地域福祉の充実を目指して幅広い福祉事業を展開しています。

1 町内会の社協への協力

(1) 社協の役員・委員

① 理事・評議員

社協の執行機関（役員）である理事、議決機関である評議員に、住民組織の代表としての参画をお願いしています。

② 地区委員

地域における社会福祉事業の普及、宣伝、社協の組織強化等にご協力いただく役割を持つ地区委員として、全町内会長にその在任期間委嘱させていただきます。

(2) 社協会員の募集・取りまとめ

7月から8月頃、各世帯に加入をお願いしています。

社協会費は、様々な福祉ニーズに対応するための社協事業運営に充てられます。

なお、会員の募集に取り組んでいただいた地区には、前年度実績額の5%以内の額を事務費として交付します。

(3) 共同募金運動への協力

全国で展開される共同募金運動で、赤い羽根募金（10月）と地域歳末たすけあい募金（12月）の協力をお願いしています。

なお、赤い羽根募金及び地域歳末たすけあい募金に取り組んだ地区には、前年度実績額の5%以内の額を事務費として交付します。

(4) 広報紙の配布

社協だより「ふれあい」を、年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）、広報しきの折り込みで配布いただいています。

2 社協の町内会への支援

(1) 助成による支援（詳細は、直接ご案内します）

① 交流支援事業（町内会・婦人会・老人クラブ・子ども会など、各町内会単位での調整をお願いします）

ア 地区敬老会事業

身近な地域で長寿をお祝いするため、町内会単位で実施する地区敬老会事業の実施に必要な経費を助成します。

イ 世代間交流事業

核家族化の進む中、地域で支えあう関係づくりを推進するため、町内会単位で実施するさまざまな世代が集まり、交流を深めることができる事業の実施に必要な経費を助成します。

② 訪問交流事業（福祉施設等訪問活動）

福祉施設の利用者と地域住民との交流を促進するため、地域住民が福祉施設への訪問活動を行うために必要な経費を助成します。（地域内又は隣接程度にある福祉施設での交流が主対象）

③ 運営支援事業（地域活動支援助成）

前年度社協会費実績の15%と前年度赤い羽根募金実績の10%を足した額を、地域活動を活発にするための資金として、町内会・自治会に助成します。

(2) 機材等の貸出による支援

地域における福祉活動の推進を図るため、社協の所有する機材であれば可能な範囲で貸し出します。随時ご相談ください。

貸出料金は無料です。機材の運搬は、各団体でお願いします。

① テント

② 放送機器（アンプ・マイク）など

③ 印刷機、コピー機のご利用（有料となります）

* 総合福祉センター（印刷機・カラーコピー機）

* 第二福祉センター（コピー機）

(3) 保険の加入及び事故対応 ※詳細は、お問い合わせください。

① ボランティア活動保険

② ボランティア行事保険

(4) 相談・情報提供、他機関・他団体との連絡調整など

地域福祉に関する事業を行うために必要な、相談・情報提供、他機関・他団体との連絡調整などを行います。

(5) その他

社協でできることであれば、可能な限りお手伝いします。ご相談ください。

(2) 日本赤十字社志木市地区

【事務局】福祉課 内線：2416

(1) 協賛委員、奉仕委員

任期はどちらも1年です。
協賛委員には、町内会の会長及び民生委員が委嘱されます。

(2) 活動資金募集

毎年5月に、赤十字社員増強運動の一環として、地区内の会員に対する活動資金募集の協力をお願いされます。

(3) 活動資金の徴収

地区内の会員から赤十字活動資金の徴収と、とりまとめをお願いされます。その総額の8%が赤十字事務費として町内会に交付されます。

(4) チラシの配布

活動資金募集運動用ポスターを年1回(5月)に掲示して協力します。

(3) 志木市川と街をきれいにする運動推進協議会

【事務局】環境推進課 内線：2314

志木市の環境デーに合わせ、春(5月の第2土曜日)と秋(10月の第4日曜日)に「親と子の市内まるごとクリーン作戦」を実施し、多くの市民が清掃活動に参加するよう町内のみなさまをはじめ市内小中学校に参加を呼びかけます。

(4) 志木市献血会

【事務局】健康政策課 内線：2477

町内会の会員は、すべて志木市献血会の会員になります。
志木市献血会は、市内で行われる献血に協力します。
役員には、町内会連合会の役員が充てられます。

(5) 志木市観光協会

【事務局】産業観光課 内線：2164

該当する町内会は、地区内の会員の勧誘と会費の徴収をお願いします。

(6) 志木市母子保健推進員連絡協議会

【事務局】健康増進センター 内線：3406

推進員は、年に1回～2回、地区ごとに乳幼児の健康相談や三世代・子育て支援交流会を実施していますが、その際に参加を呼び掛け、会場を提供して協力します。

(7) 朝霞地区防犯協会

【事務局】市民活動推進課 内線：2144

地域の防犯活動推進のために、各町内会から地域防犯推進委員を選任いただいております。任期は2年です。

V. † † イベントや学習の支援 † †

(1) 社会福祉協議会からの支援

(社会福祉協議会 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター内 TEL 474-6508)

助成事業をはじめ、備品の貸出しなどがありますので、随時ご相談ください。

(2) コミュニティ物品の貸出し事業

(志木市コミュニティ協議会 事務局 市民活動推進課 内線 2145)

- ・利用日の3カ月前から前日まで予約可能です。
- ・貸出しは無料ですが、年度会費として1,000円をいただきます。

No.	貸出物品	仕 様	数量
1	ポップコーンマシーン	電気式46×36×65cm 重さ20kg	4
2	わた菓子機	卓上タイプ 電気式 63×80cm 重さ14kg	3
3	アイスライター(ブロック用)	電気式 ブロック氷用 重さ23kg	4
	アイスライター(家庭氷用)	電気式 キューブアイス用 重さ9kg	2
4	鉄板焼鉄板(大型)	幅122×奥行56.5×高さ27cm バーナー7本	1
	鉄板焼鉄板(中型)	幅92×奥行56.5×高さ27cm バーナー5本	2
5	焼きそば鉄板(台付き)	幅75×奥行45×高さ80cm 重さ10kg	1
6	ガスコンロ	直径54cm	2
7	寸胴鍋(58㍓)	φ420×420 目盛、手付	1
	寸胴鍋(46㍓)	φ390×390 目盛、手付	1
8	せいろセット(小) 金属	せいろ(金属製)、かまど(煙突付き)	1
9	せいろ	直径36cm 3つは底専用	10
10	お釜(かまど)	上記のせいろ用	2
11	うす		2
12	きね	一般・子供用	各2
13	ワイヤレスアンプセット	カセットデッキなし ハンドマイク2 ピンマイク1	1
14	ポータブルアンプセット	有線マイク1 ワイヤレスハンドマイク2 ピンマイク1 CD	1
15	ドラムコード	100V 15A コード30m プレーカー付き	2
16	子供用御輿	台輪57.5×高さ119.5cm かつぎ棒3m 重さ45kg	1
17	発電機	50/60Hz 100V 28A 2.8Kw 重さ64kg	3
	小型発電機	50/60Hz 100V 16A 1.6Kw 重さ20kg	2
18	イーザーアップテント	300×450cm 天幕と骨組みが一体型、キャリア付	4
19	テント(大型)	360×540cm パイプ組立式	1
	テント(小型)	180×270cm パイプ組立式	2
20	紅白幕	1260×180cm ナイロン製	4
21	肩かご	角形 46×36×73cm	10
22	ベンチ	背なし 幅180×奥行36×高さ37cm	10
23	パイプ椅子		20
24	イベント用机	180×45×70cm	20
25	折り畳み式リヤカー	幅80(30)×全長122cm 積載限度400kg	2
26	耕うん機	幅61×高さ99cm 重さ35kg	1

(3) 志木市まちづくり推進バンク

(市民活動推進課 内線 2145)

若者から高齢者までの市民が、さまざまな「市民力」を活かしまちづくりに参画するため、次の3つの登録制度を実施しています。

1 志民力人材バンク

市政運営、まちづくりを推進する活動に関心と熱意のある市民を登録し、各種審議会や審査会の委員、地区まちづくり会議の委員、イベントの企画や運営員になっていただくことで、市民力を活かしたまちづくりをすすめる。

- ・登録対象／18歳以上のまちづくりに熱意のある市内在住者
- ・登録方法／登録申請書を市民活動推進課へ提出する

2 いろは楽学塾

市の職員や知識、特技を持った市民を、講師として登録し、市民団体やグループの求めに応じて、研修会や学習の場に講師として無料で派遣しています。

★ 出前講座

- ・講師／市の職員や企業の社員
- ・利用対象／市内在住・在勤・在学者の10人以上のグループ
- ・利用方法／利用希望日の2週間前までに、申請書を市民活動推進課へ提出

★ 市民アカデミー

- ・講師／様々な特技、知識を持った人
- ・利用対象／市内在住・在勤・在学者の5人以上のグループ
- ・利用方法／利用希望日の2週間前までに、申請書を市民活動推進課へ提出

3 ボランティア便利帳

市内を拠点に活動しているNPO法人やボランティア団体を登録し、団体の活動に興味や参加意欲のある市民などに対して、登録情報を提供することにより、その活動を支援する。

- ・登録対象／市内を拠点に活動している団体
- ・登録方法／登録申請書を市民活動推進課へ提出

(4) パルシティいろはギャラリー

(市民会館 志木市1-11-50 Tel 474-3030)

市内在住、在勤、在学の方を対象に、市民会館内ロビーを展示スペースとして無料開放いたします。

利用期間は1作品につき1か月以内です。政治、宗教、営利を目的とした作品はご利用できません。

絵や写真、編み物など、作品展示の場としてぜひご利用ください。

ご希望の方は市民会館事業担当までお問い合わせください。



VI. † † 規約・要綱等 † †

(1) 志木市町内会連合会規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 事業（第4条）
- 第3章 組織（第5条—第6条）
- 第4章 役員（第7条—第10条）
- 第5章 会議（第11条—第16条）
- 第6章 経費及び会計（第17条—第19条）
- 第7章 補則（第20条）
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、志木市町内会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 連合会の事務局を、志木市役所内に置く。

(目的)

第3条 連合会は、市内各町内会相互の連絡を密にし、親睦と福祉の増進を図るとともに、市に協力し、もって平和で文化的な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 市等の事業に協力する活動
- (2) 町内会の発展に資するための研修等
- (3) その他連合会が必要と認めた事業

第3章 組織

(組織)

第5条 連合会は、各町内会の会長及び副会長（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 会員は、毎年、前条の事業の活動経費を負担するものとする。

3 会員のうち、副会長とは、志木市町内会補助金交付基準（平成2年4月1日制定）により、各町内会で示された人数を下限とする。

(顧問)

第6条 連合会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 任期は、原則として、2年とする。

第4章 役員

(役員)

第7条 連合会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人

(3) 監事 3人

(4) 会計 1人

(職務)

第8条 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、連合会の業務執行及び財産状況について監査し、監査結果に係る報告を作成し、総会で報告するものとする。

4 会計は、連合会の現金の出納及び保管を行い、出納簿等の会計帳簿等を作成し、適正に管理する。

(選任方法)

第9条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び監事は、役員の内選により選任する。

3 副会長及び会計は、会長が役員の中から指名する。

(任期)

第10条 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任されることが出来る。

2 補欠役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第11条 連合会の会議は、総会及び町内会長会議並びに役員会とする。

(召集)

第12条 総会及び町内会長会議並びに役員会は、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 総会は会員の過半数をもって成立する。

3 定例総会は、毎事業年度終了後開催し、予算及び事業計画の決定、決算及び事業報告の認定、規約の改正、役員の内選等を行う。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上から附議事項を示して請求のあったとき開催し、必要事項を審議する。

5 議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

(町内会長会議)

第14条 町内会長会議は、原則として年2回開催し、各町内会に共通する課題、問題等について、協議するものとする。

2 町内会長会議は、各町内会の会長（代理の町内会副会長を含む）をもって組織する。

3 議長は、町内会長会議に出席した者の中から選任する。

4 会長は、必要に応じて、町内会長会議に町内会の副会長の出席を求めることができる。

(役員会)

第15条 役員会は、連合会の運営その他必要事項を審議する。

2 役員会の議長は、会長が務める。

3 会長は、必要に応じて、町内会長の出席を求めることができる。

(議決)

第16条 定例総会及び臨時総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 定例総会及び臨時総会にやむを得ず出席することができない場合は、他の会員を代理人に選任し、議事の表決を委任することができる。

3 前項の規定により委任した場合は、第13条第2項及び第3項の規定の適用については、当該会員は定例総会及び臨時総会に出席したものとみなす。

第6章 経費及び会計

(経費)

第17条 連合会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第18条 会費は、会員1人当たり年額5,000円とする。

(会計年度)

第19条 連合会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 補則

(その他の事項)

第20条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項は、役員会でこれを定める。

附 則

この規約は昭和49年5月7日から施行する。

附 則

昭和53年 5月29日一部改正する。

附 則

昭和58年 5月23日一部改正する。

附 則

昭和61年 6月 1日一部改正する。

附 則

平成 3年 1月25日一部改正する。

附 則

平成30年10月13日一部改正する。

(2) 町内会連合会の慶弔制度

- (1) 2年以上在職した会員が退職されたとき 感謝状
- (2) 4年以上在職した会員が退職されたとき 感謝状・記念品
- (3) 会員が逝去されたとき 御霊前5,000円・花輪1基

(3) 志木市町内会補助金交付基準

(担当：市民活動推進課)

(趣旨)

第1条 市は、住民の自治活動により、地域自治の振興を図ることを目的とする自主的な住民組織（以下「町内会」という。）の健全な発展を促進し、豊かな地域社会づくりを図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、町内会とは次に掲げる要件を満たしているものをいう。

- (1) 一定の区域内で世帯加入率が過半数を超えること。ただし、地域自治振興

のため、特に必要と認める場合は、前記要件にかかわらず、条件を付して認めることができる。

(2) 一定の区域で概ね150世帯を越えること、ただし、既存の町内会で、かつ志木市町内会連合会に加入している場合は、この限りでない。

(3) 規約、会則等が定められ、かつ、役員が置かれていること。

(4) 年間の予算及び事業計画が定められていること。

(補助額)

第3条 補助額は年額とし、次に掲げるものの合算額（千円未満切り捨て）とする。

(1) 均等割 1町内会 75,000円

(2) 世帯割 1世帯あたり280円。ただし、補助対象となる世帯数は、加入世帯数に未加入世帯のうち、広報等配布世帯数を合計した数とする。

(3) 規模割 次の計算式で算出するものとする。ただし、小数点第1位以下の端数は切り上げて計算するものとする。

200世帯未満の集合住宅の町内会の場合

$(\text{世帯数} \div 100) \times 37,000$ 円

200世帯未満の集合住宅ではない町内会の場合

$(\text{世帯数} \div 100 + 1) \times 37,000$ 円

ただし、以下の計算式で算出された金額を規模割額の上限とする。

200世帯未満の集合住宅の町内会の場合

$(\text{副会長数}) \times 37,000$ 円

200世帯未満の集合住宅ではない町内会の場合

$(\text{副会長数}) \times 37,000$ 円

なお、200世帯以上の積算基礎は概ね100世帯を1とするが、算定にあたっては副会長の現数をもって算出する。

(4) 施設借上負担割 集会所未所有町内会に対し、年額24,000円

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(4) 志木市町内会補助金交付基準細則

志木市町内会補助金交付基準第2条第1号の「特に必要と認めた場合」とは、現に補助を受けていない組織で、次の条件を満たすものをいう。

- 1 既に町内会の組織として設立している（設立する場合も含む）こと
- 2 世帯加入率が3割を超え、かつ、5割の加入率の達成に向け、積極的に地域

- 住民に働きかけていること
- 3 町内会連合会に加入している（加入する）こと
 - 4 地域自治振興に、積極的に取り組んでいること

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

(5) 志木市コミュニティ拠点整備支援補助金交付要綱

(担当：市民活動推進課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会活動の活性化と基盤の強化を図るため、町内会が実施する町内会館等の新築、増築、改築又は修繕（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において志木市コミュニティ拠点整備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会 次に掲げる要件を満たしている団体をいう。

ア 一定の区域内において過半数の世帯が加入していること。ただし、地域自治振興のため、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

イ 志木市町内会連合会に加入していること。

ウ 規約、会則等が定められ、かつ、役員が置かれていること。

エ 年間の予算及び事業計画が定められていること。

(2) 町内会館等 町内会が所有（市から建物を借り受けている町内会は、管理）をし、専ら町内会の会員（以下「町内会員」という。）が使用することを目的として設置される集会施設及び町内会活動に伴う資材又は器材を保管するための倉庫等をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 補助事業の実施に関し、町内会員の意向が十分反映されていること。

(2) 町内会館等の維持管理を町内会が行い、又は町内会館等の維持管理に町内会員の協力が得られること。

(補助対象外の事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 他の補助制度の適用を受ける事業

(2) 既に事業に着手しており、財源の単なる補填とみなされる事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の目的に適合しない事業

(補助金の補助率、限度額等)

第5条 補助率は、補助事業に要する経費（備品購入費を除く。）の3分の2以内とし、補助金交付の限度額は、80万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の支給は、1の年度につき、1の町内会館等当たり1回を限度とする。

4 この要綱により補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過するまでの間は、この要綱による補助金の交付申請をすることができない。

5 前項の規定にかかわらず、3年以内で連続して整備する補助事業に係る計画が提出され、市長がこれを相当と認めるときは、当該補助事業を1の事業とみなし、限度額の範囲内で、毎年度、当該計画に係る部分の補助金を交付することができる。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 設計図面等の写し
- (3) 町内会員の承諾書
- (4) 町内会における会員の経費負担の同意書
- (5) 町内会の組織及び活動を明らかにする書類

(軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業費に100分の10を乗じて得た額を超えない変更とする。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第8条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 志木市コミュニティ拠点整備支援補助金補助事業内訳書(第1号様式)
- (2) 補助事業の内容を証明することができる写真
- (3) 補助事業に関する金銭出納簿の写し
- (4) 補助事業に関する領収証の写し

(確定通知)

第9条 市長は、規則第8条第2項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付確定額を決定し、志木市コミュニティ拠点整備支援補助金交付確定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求方法)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた後、規則第10条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的達成のため、やむを得ず前条の規定による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により前条の規定による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書に当該交付の根拠となる書類を添付するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第14条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(6) 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱

(担当：市民活動推進課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪を防止するために歩行者用LED照明施設（以下「防犯灯」という。）の設置、又は維持管理に要する費用を予算の範囲内において補助することについて志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、行政と協力して地域自治の振興を図る団体（以下「町内会」という。）が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 独立柱の設置による防犯灯の設置
- (2) 既設柱への共架による防犯灯の設置
- (3) 既存の防犯灯の再設置
- (4) 既存の防犯灯の交換
- (5) 防犯灯の管理維持
- (6) その他市長が認めるもの

2 補助金の額及び支給限度は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする町内会（以下「申請者」という。）は、次に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯設置事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 防犯灯電気料補助金交付申請書（第2号様式）

2 前項第1号の申請書については、工事開始の日10日前までに、第2号の申請書については、毎年度事業終了後2か月以内に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定に基づいて申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は防犯灯電気料補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定に当たり必要と認めたときは、条件を付することができる。

(補助金請求書の提出)

第5条 前条に規定する補助金交付決定通知書を受けた申請者は、防犯灯設置事業等補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 電気料の補助金を除く補助金の交付を受けた申請者は、補助事業完了後速やかに防犯灯設置事業完了実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 防犯灯設置補助金の交付基準（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに、既設の防犯灯をLED防犯灯に取り替える場合には、改正後の第2条第4号ただし書の規定にかかわらず、工事費の全額を補助する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象事業名	支給額・支給限度	対象経費
独立柱の設置による防犯灯の設置	電柱等共架施設のない場所に鋼管柱又はコンクリート柱を設け新たに防犯灯を設置する場合、1基につき60,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
既設柱への共架による防犯灯の設置	既設柱（東電柱等を含む）に防犯灯を新たに共架で設置する場合、1基につき30,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
既存の防犯灯の再設置	既存の防犯灯を鋼管柱又はコンクリート柱を使用して設置し直す場合、1基につき60,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
既存の防犯灯の交換	既存の防犯灯を取り替える場合、1基につき30,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
防犯灯の管理維持	60w以下の防犯灯の電気料について、市長の定める額。ただし、特に必要と認められるものについてはこの限りではない。	電気料
その他市長が認めるもの	特段の事情のある防犯灯、特殊な設置が必要な防犯灯など、予算の範囲内において別途市長が定める額	別途市長が定めるもの

(7) 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準

(担当：下水道施設課)

(目的)

第1条 この基準は、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則 第22号）に定めるもののほか、市が管理する水路につき、自発的に清掃活動、除草活動又は剪定活動（以下「清掃活動等」という。）を行う町内会に報奨金を交付することにより、町内会の清掃活動等を支援し、もって公共福祉の増進に資することを目的とする。

(清掃活動等の実施)

第2条 町内会が清掃活動等を行おうとするときは、あらかじめ、市と日程に関し調整をするものとする。

2 整備済の水路の汚泥及び未整備の水路の刈り草は、原則として、町内会が清掃活動を行った日の翌日に市が回収するものとする。

3 前項に規定する汚泥及び刈り草以外で清掃活動等において収集したごみは、町内会が適正に処理するものとする。

4 市は、清掃活動等において発生した事故につき、その責めを負わない。
(報奨金)

第3条 市長は、町内会に対し、予算の範囲内において別表に定める基準により、年2回を限度として報奨金を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 町内会は、報奨金の交付を受けようとするときは、志木市水路クリーンサポート報奨金交付申請書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、報奨金を交付すべきと認めたときは、志木市水路クリーンサポート報奨金交付決定通知書(第2号様式)により町内会に通知するものとする。

(交付の請求書)

第6条 町内会は、清掃活動等が終了する都度、志木市水路クリーンサポート報奨金交付請求書(第3号様式)により、市長に報奨金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準

活動区間の延長	1回当たりの報奨金の額
5キロメートル未満	25,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	35,000円
10キロメートル以上	45,000円

VII. † † 公共施設等の案内 † †

分野	施設名	所在地	電話番号
施設	志木市役所	中宗岡 1-1-1	473-1111
	柳瀬川駅前出張所	館 2-6-10	472-4449
	志木駅前出張所	本町 5-26-1	473-3988
健康・福祉	健康増進センター	幸町 3-4-70	473-3811
	総合福祉センター	上宗岡 1-5-1	475-0011
	福祉センター	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター内)	473-7569
	第二福祉センター	柏町 3-5-1	476-4122
	後見ネットワークセンター	中宗岡 1-1-1 (市役所 1 階)	456-6021
	高齢者あんしん相談センター柏の杜 (地域包括支援センター)	柏町 3-5-1 (第二福祉センター内)	486-5199
	高齢者あんしん相談センターせせらぎ (地域包括支援センター)	中宗岡 1-19-61	485-2113
	高齢者あんしん相談センターブロン (地域包括支援センター)	本町 2-10-50	486-0003
	高齢者あんしん相談センター館・幸町 (地域包括支援センター)	幸町 3-12-5	485-5610
	高齢者あんしん相談センターあきがせ (地域包括支援センター)	中宗岡 3-25-10	485-5020
	みつばすみれ学園	下宗岡 1-23-1	471-3115
	すずらん	下宗岡 1-23-1	470-3216
	すわ緑風園	和光市南 2-3-2	461-3028
子育て	いろは保育園	本町 1-1-67	472-5239
	北美保育園	中宗岡 4-1-11	472-9173
	西原保育園	幸町 3-9-52	472-6677
	アスク志木駅前保育園	本町 5-20-15	476-6314
	こどもの家・上宗岡分園	上宗岡 3-6-36	474-0101
	こどもの家・志木中宗岡	中宗岡 1-19-48	474-0101
	愛児舎 アンファンシェリ	館 2-7-7	474-3588
	ステラ志木宗岡保育園	上宗岡 3-13-3	485-1517
	よつば保育園	館 2-6-11 ペアクレセント 2F	471-1010

分野	施設名	所在地	電話番号
子育て	アートチャイルドケア志木	柏町1-6-71	485-0123
	ウェルネス保育園志木	柏町5-5-38	423-5322
	メリーポピンズ志木ルーム	本町5-19-9	474-6380
	志木どろんこ保育園	下宗岡2-15-46	471-6010
	メープル保育園	幸町2-6-12	424-3991
	おおのみち保育園	中宗岡2-25-33	472-1611
	ありさん保育園	本町5-15-6	234-7090
	元気キッズ志木園	本町3-13-5	472-0660
	ぷりえ柳瀬川園	柏町6-29-57	458-3236
	ベビールームファニー	本町6-15-8-101	476-8343
	アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	本町5-10-24	472-8008
	志木保育ママステーション	館1-4-1ふれあい館「もくせい」内	423-3663
	ぷりえユリノ木園	本町5-14-28	423-8153
	ここりの森保育園	柏町6-29-60	472-8088
	愛児舎キャトリエーム	館2-7-5	474-3357
	ひいらぎ保育園	柏町6-29-65	424-7777
	ぷりえ志木本町園	本町6-27-16	424-2957
	メリーポピンズ志木駅前ルーム	本町5-17-66 プラウドシティ志木本町1階	486-0015
	館第一すぎのこ保育園	館1-2-2	423-9700
	ぷりえ志木駅前園	本町5-21-17	424-2957
	(幼稚園型認定こども園) 足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752
	笑顔のはな保育園	本町5-22-4	278-3521
	あだちみどり保育園	本町5-26-1 マルイ6階	423-0321
	保育園元気キッズ志木幸町園	幸町1-8-60 サトル幸町ビル1階	470-4055
ここりの森保育園宗岡	下宗岡3-1-25	473-8000	
志木教会付属泉幼稚園	本町6-5-3	471-0058	

分野	施設名	所在地	電話番号
子育て	細田学園幼稚園	本町2-7-1	471-3255
	足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752

分野	施設名	所在地	電話番号
子育て	志木なかもり幼稚園	幸町1-13-2	473-6600
	みわ幼稚園	柏町4-6-43	473-5033
	おおのみち幼稚園	中宗岡2-25-33	472-6066
	幸福の森幼稚園	館2-1-2	474-8221
	志木学童保育クラブ	本町1-10-1	472-9551
	志木第二学童保育クラブ	館1-2-1	474-1100
	志木第三学童保育クラブ	柏町3-2-1	471-0822
	志木第四学童保育クラブ	館1-4-1	471-3020
	宗岡学童保育クラブ	中宗岡3-1-1	473-4400
	宗岡第二学童保育クラブ	上宗岡3-13-1	472-1226
	宗岡第三学童保育クラブ	下宗岡1-15-30	476-6669
	宗岡第四学童保育クラブ	上宗岡1-2-45	487-6839
	児童センター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	485-3100
	宗岡子育て支援センター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	485-3102
	いろは子育て支援センター	本町1-1-67	486-6888
	西原子育て支援センター	幸町3-9-52	472-7112
	子育て支援センター 「ぷちまある」	本町1-11-50 (市民会館バルシティ内)	080-4452-1538
教育	教育サポートセンター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	471-2211
	志木小学校	本町1-10-1	471-0111
	志木第二小学校	館1-2-1	472-0540
	志木第三小学校	柏町3-2-1	471-1062
	志木第四小学校	館1-4-1	474-7911
	宗岡小学校	中宗岡3-1-1	471-0307
	宗岡第二小学校	上宗岡3-13-1	473-2305

分野	施設名	所在地	電話番号
教育	宗岡第三小学校	下宗岡 1-15-30	471-2244
	宗岡第四小学校	上宗岡 1-1-2	473-5250
	志木中学校	柏町 3-2-2	471-0143
	志木第二中学校	館 1-3-1	473-2379
	宗岡中学校	上宗岡 1-8-1	471-2241
	宗岡第二中学校	下宗岡 4-1-10	472-1516
	県立志木高等学校	上宗岡 1-1-1	473-8111
	私立慶應義塾志木高等学校	本町 4-14-1	471-1361
	私立細田学園中学校・高等学校	本町 2-7-1	471-3255

分野	施設名	所在地	電話番号
文化・生涯学習・スポーツ	市民会館	本町 1-11-50	474-3030
	フォーシーズンズ志木ふれあいプラザ	本町 5-26-1	486-1000
	西原ふれあいセンター	幸町 3-4-70 (健康増進センター2階)	487-4611
	ふれあい館「もくせい」 ○多世代交流カフェ ○活動スペースゆめ・みらい ○保育ママ・ステーション ○志木第四学童保育クラブ ○放課後子ども教室	館 1-4-1 (志木第四小学校北校舎1階及び2階多世代交流ゾーン)	473-8621
	地域活動支援センターさわやかなの杜	上宗岡 1-5-1	486-1880
	宗岡公民館	中宗岡 4-16-11	472-9321
	宗岡第二公民館	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター内)	475-0013
	いろは遊学館	本町 1-10-1	471-1297
	いろは遊学図書館	本町 1-10-1	471-1478
	柳瀬川図書館	館 2-6-14	487-2004
	郷土資料館	中宗岡 3-1-2	471-0573
	旧村山快哉堂	中宗岡 5-1	474-5411

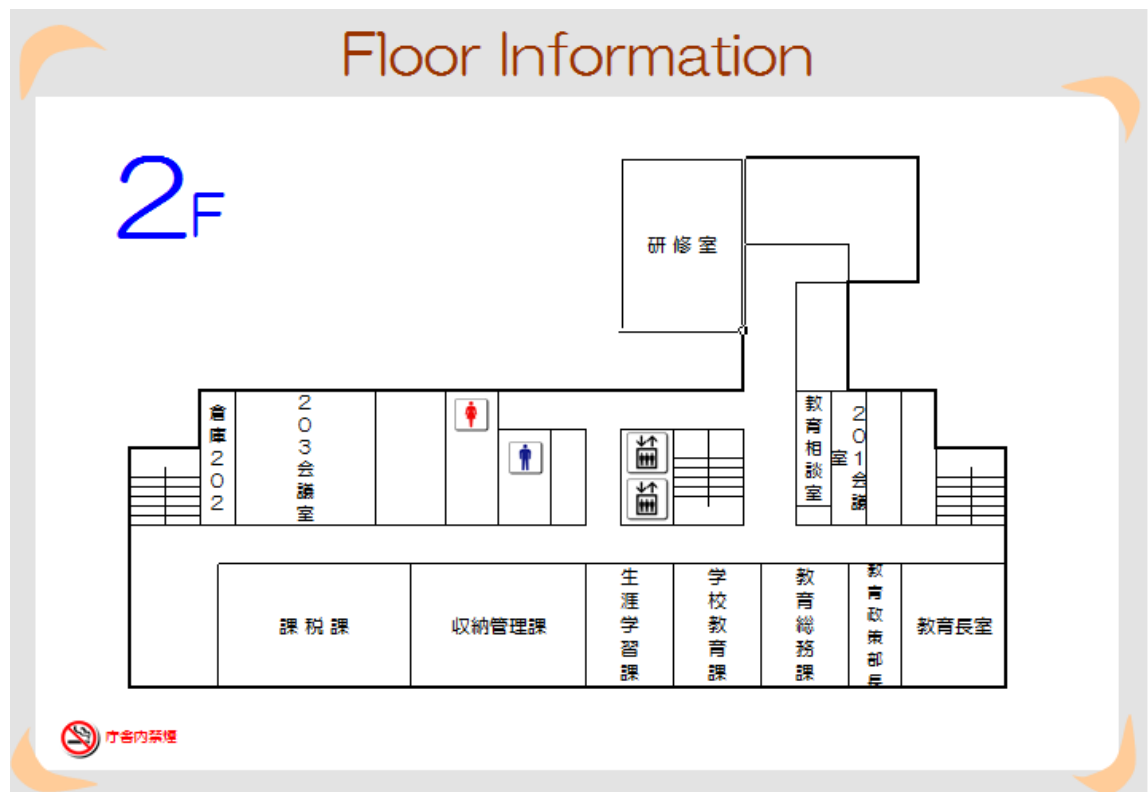
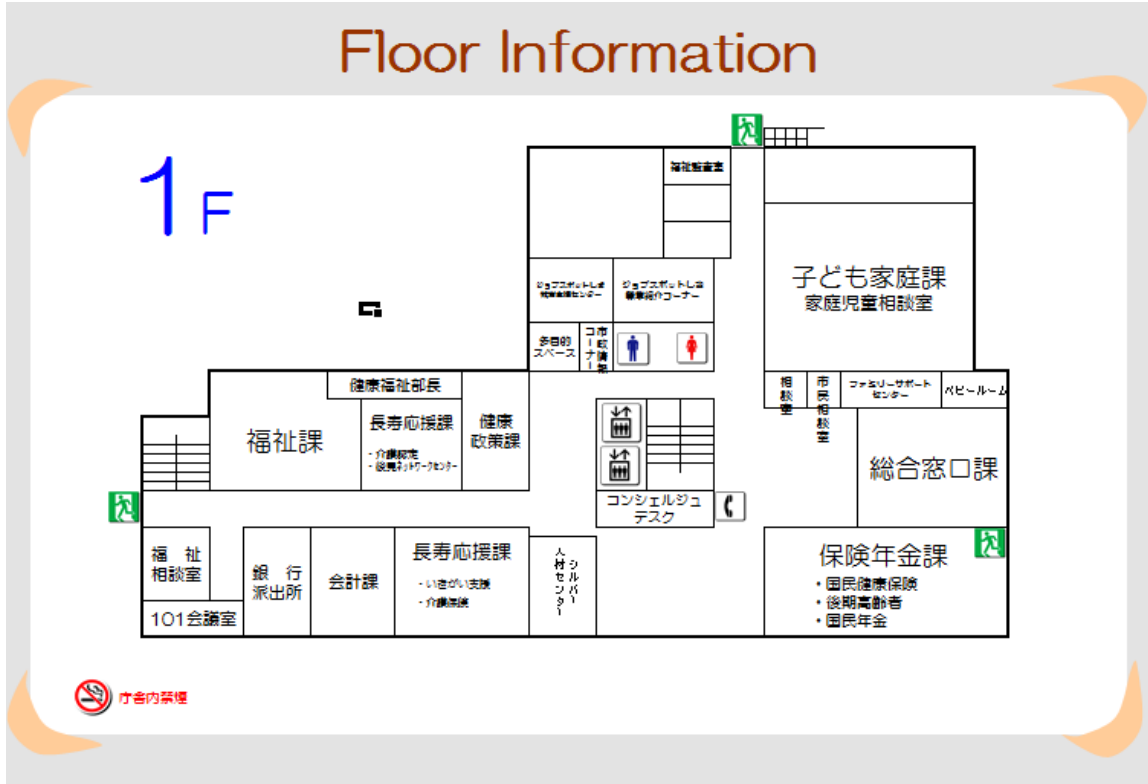
分野	施設名	所在地	電話番号
文化・スポーツ・生涯学習	埋蔵文化財保管センター	柏町1-20-19	473-8157
	八ヶ岳自然の家	長野県南佐久郡南牧村 大字海ノ口八ヶ岳22 55-1	0267-98-2297
	市民体育館	館2-2-5	474-7666
	秋ヶ瀬スポーツセンター	上宗岡4-25-46	473-4360
	武道館	柏町3-6-19	474-7666

分野	施設名	所在地	電話番号
その他	志木消防署	本町1-3-1	472-0119
	水道庁舎	中宗岡1-17-10	473-1299
	志木駅東口地下駐車場	本町5-26-2	486-0606
	志木駅前自転車駐車場	本町5-26-2	486-0505
	柳瀬川駅前自転車駐車場	館2-5-1	476-3590
	志木駅	新座市東北2-38-1	471-0047
	柳瀬川駅	館2-5-1	474-4300
	埼玉県南西部消防本部	朝霞市溝沼1-2-27 (朝霞地区一部事務組合)	460-0119
	志木地区衛生組合 富士見環境センター	富士見市大字勝瀬480	049-254-1125
	志木地区衛生組合 新座環境センター	新座市大和田3-9-1	481-4111
	志木郵便局	本町5-20-9	471-1342
	朝霞警察署	朝霞市幸町2-6-9	465-0110
	〃 志木駅東口派出所	本町5-26-3	471-0258
	〃 いろは橋派出所	中宗岡1-3-43	473-2595
	〃 柳瀬川駅前派出所	館2-5-3	475-0045
	さいたま地方法務局 志木出張所	本町1-4-25	476-1230
	埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-824-2111
	朝霞市役所	朝霞市本町1-1-1	463-1111

分野	施設名	所在地	電話番号
その他	新座市役所	新座市野火止1-1-1	477-1111
	和光市役所	和光市広沢1-5	464-1111
	富士見市役所	富士見市大字鶴馬1800-1	049-251-2711
	朝霞保健所	朝霞市青葉台1-10-5	461-0468

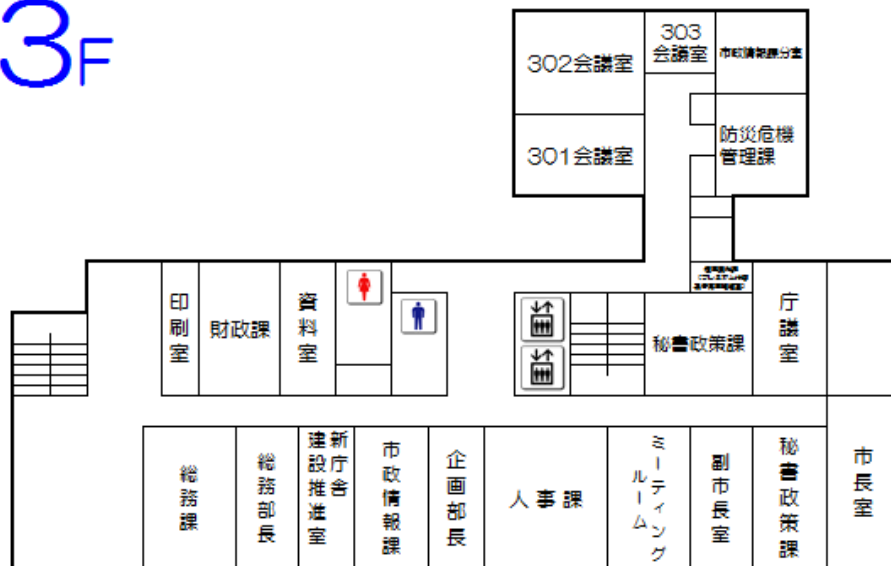
VIII. † † 市役所庁舎の案内 † †

令和2年1月から仮庁舎に移転します。



Floor Information

3F



Floor Information

4F



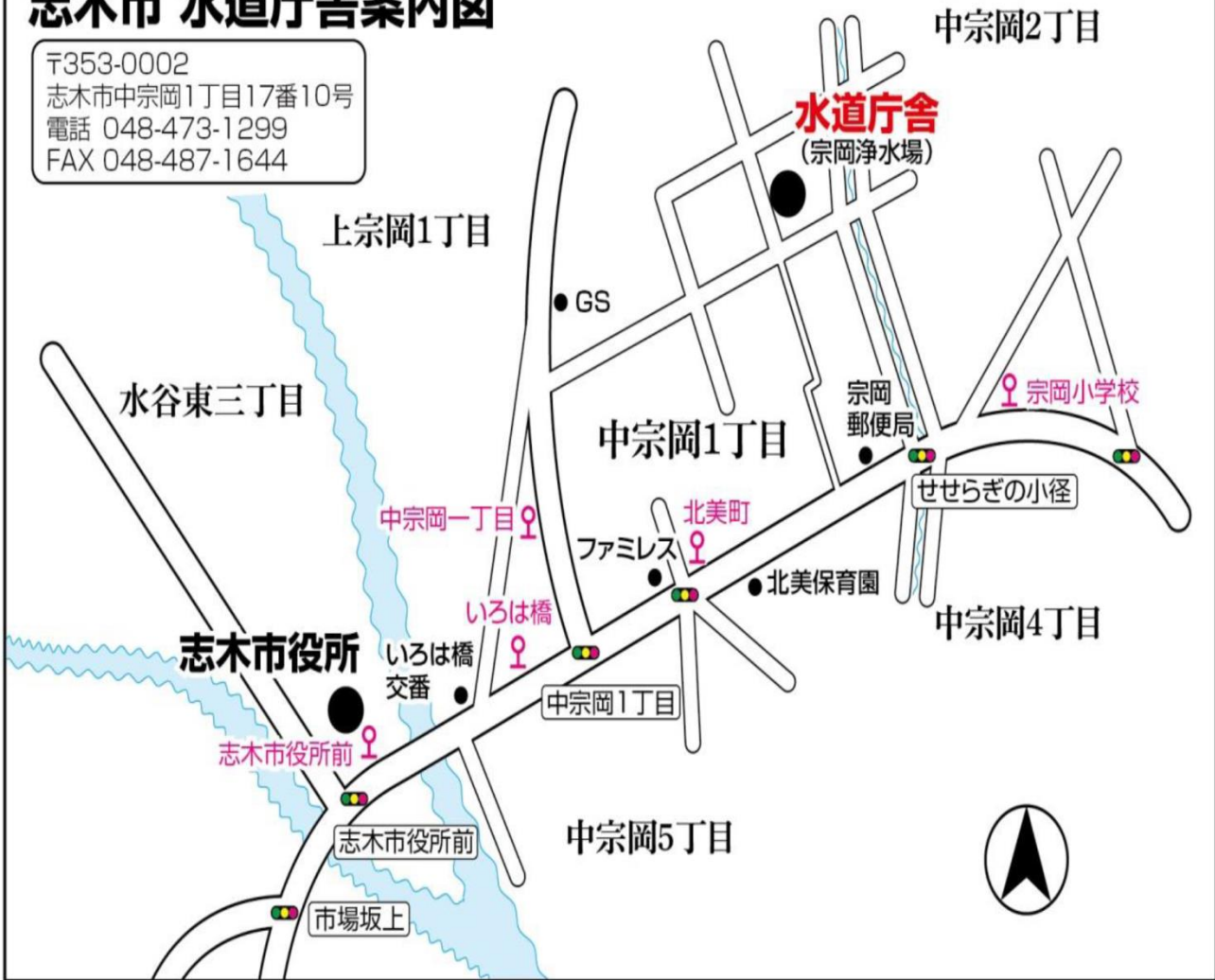
Floor Information

5F



志木市 水道庁舎案内図

〒353-0002
志木市中宗岡1丁目17番10号
電話 048-473-1299
FAX 048-487-1644





志木市は 2020 年に市政50周年を迎えます

— 町内会ガイドブック —

発行日 令和元年5月12日

発行 志木市町内会連合会

編集 志木市町内会連合会・志木市

事務局

**〒353-0002
志木市中宗岡1丁目1番1号
志木市 市民生活部
市民活動推進課内
TEL 048-473-1111
FAX 048-474-7009
Email machi@city.shiki.lg.jp**